

陸別町過疎地域自立促進市町村計画

平成28年度～平成32年度

北海道足寄郡陸別町

目 次

1	基本的な事項	1
	(1) 陸別町の概要	1
	(2) 人口及び産業の推移と動向	3
	(3) 行財政の状況	7
	(4) 地域自立促進化の基本方針	10
	(5) 計画期間	10
2	産業の振興	11
	(1) 現況と問題点	11
	(2) その対策	12
	(3) 事業計画（平成 28 年度～32 年度）	15
3	交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	18
	(1) 現況と問題点	18
	(2) その対策	19
	(3) 事業計画（平成 28 年度～32 年度）	20
4	生活環境の整備	22
	(1) 現況と問題点	22
	(2) その対策	25
	(3) 事業計画（平成 28 年度～32 年度）	27
5	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	29
	(1) 現況と問題点	29
	(2) その対策	30
	(3) 事業計画（平成 28 年度～32 年度）	32
6	医療の確保	34
	(1) 現況と問題点	34
	(2) その対策	34
	(3) 事業計画（平成 28 年度～32 年度）	34
7	教育の振興	35
	(1) 現況と問題点	35
	(2) その対策	36
	(3) 事業計画（平成 28 年度～32 年度）	38
8	地域文化の振興等	39
	(1) 現況と問題点	39
	(2) その対策	39
	(3) 事業計画（平成 28 年度～32 年度）	40
9	集落の整備	41
	(1) 現況と問題点	41
	(2) その対策	41
	(3) 事業計画（平成 28 年度～32 年度）	41
10	その他地域の自立促進に関し必要な事項	42
	(1) 現況と問題点	42
	(2) その対策	42
	(3) 事業計画（平成 28 年度～32 年度）	44

1 基本的な事項

(1) 陸別町の概要

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

・ 自然的条件

本町は、北海道十勝の最北端に位置し、北部はオホーツク総合振興局管内の置戸町、訓子府町、津別町に、南東西部は国立公園阿寒山麓に接する足寄町にそれぞれ隣接している。

地形は、東西40.1km、南北20.8kmであり、総面積608.90km²と広大な土地を有しており、町内の中央を貫流する利別川によって2つの地形に区分されている。西部地区は高原性の段丘を成し、酪農の中心地域となっているが、東部地区は標高500mの山岳地帯となっており、本町の総面積の約83%を森林が占めている。

地質は、利別川本流を境として東側は水成岩を主とし、西側は火成岩で局部的に洪積層が分布している。土壌は一般的に酸性が弱く、冬期間の凍結の影響もあり、土性が粗く、比較的に通気性も良く理学性に富んだ所が多い。

気象は、北海道東部の内陸部に位置するため、典型的な内陸性気象圏に属し、年間を通して寒暖の差が70℃と厳しい条件下にある。年間平均降水量は概ね800mm前後で道東では少ない方に属するが、農耕期に約77%の降水量があり、悪条件にはなっていない。初霜は9月中旬から下旬、晩霜は5月下旬から6月中旬であり、無霜期間は短い。最深積雪量は概ね80cmで、最深積雪が3月になることもあり、春の耕起、苗木の植栽作業が遅れがちになる。また、夏は好天が続き、5月から10月までの月平均気温は14℃、年間を通して風速は穏やかであるが、農業上気象には恵まれていない。

・ 歴史的条件

医人として名をなし遂げた関寛斎は72歳の高齢にもかかわらず、4男又一とともに明治35年、理想の農村建設を夢に、開拓の鋤をおろしたのが、今日の陸別を築く基となった。この時に貸し付けを受けた国有地は350haである。

明治39年、北見に通じる地方道の竣工と同43年国鉄網走本線の開通により、林業が栄え、畑地の開拓が進められた。

大正8年、足寄他3村戸長役場から分離し、陸別外1村戸長役場(1,011世帯・4,306人)が設置された。本町はこの時をもって開町とし、同12年2級町村制により村名を陸別村と改称した。また、昭和23年に釧路国支庁から十勝支庁に編入し、同24年陸別村を陸別村に改称した。同26年、西足寄町斗満地区を合併し、同28年に陸別町として町制を施行した。

昭和40年代からは豆類を中心とする畑作農業から酪農への転換が図られ、林業と酪農を主軸とする産業形成になっている。

・ 社会的条件

本町の人口は国勢調査の結果からみると、昭和30年の8,763人をピークに年々減少している。平成7年には3,429人であったが平成22年には2,650人と、この15年間で23%減少している。

また、世帯数も減少し、平成7年に1,339世帯あったが、平成22年には1,135世帯となっている。

・ 経済的条件

本町の基幹産業は、農業と林業であり、農業は昭和40年代から始まった大規模な農地造成・草地造成により、気候風土に適した寒地農業の確立を目指して酪農への転換を進め、昭和40年の乳牛飼育頭数は1,648頭であったが、平成26年には8,401頭と約5倍に達し、乳量においても3,654tから38,013tと約10倍に増加している。

農家戸数は、後継者不足や、農業従事者の高齢化と労働力不足などによる離農により2000年農林業センサスの120戸から、2010年では95戸と減少している中で、法人化の促進や新規就農、後継者対策などによる、農業の活性化が必要であり、更に、農畜産物の加工や販売・グリーンツーリズム・ファームインなど多様な農業形態により、魅力ある農業の確立が求められている。

林業に関しては、本町の面積60,890haのうち、森林は50,679haを占めており、非常に高い割合になっている。所有形態別では、国有林が76%、一般民有林が20%、町有林が4%となっている。

林業・森林の担う役割は、環境保全・国土保全のほか、森林レクリエーションの場として人々の健康維持など多面的な機能が求められている。

イ 過疎の状況

本町の人口は、昭和30年の8,763人をピークに、昭和35年8,512人と横這いの状態で推移していたが、昭和40年以降、若年労働力の都市への流出、零細農家の他産業への転換や離農による転出、また、製材工場等町内企業の事業縮小や休止など、産業構造の変化が大きく影響し、現在2,557人（平成27年3月31日現在）とピーク時の3割程となっており、更に産業就労人口の推移は、昭和35年から平成22年までに67%の減少と、依然として過疎化は進行している。

日本国内の人口減少社会並びに現在の本町における少子高齢化や都市部への人口流出による人口減少が続く中、基幹産業である農業や林業などの産業基盤の振興策を図るとともに、農林商工が連携した経済活動の活性化や観光の振興、本町の個性を活かした子育て支援、安全で安心して暮らすことのできる環境づくりにより、地域の自立に向けた振興策を図ってきたが、今後も人口減少は予想され、平成27年10月に策定した陸別町人口ビジョンによると国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠した方法で推計すると、平成52年には1,305人、平成72年には747人まで人口減少が進むことが示されている。

就業機会の減少、少子高齢化による人口減少は、地域の活力低下など、まちづくりに大きな影響を与えることが予測され、今まで以上に魅力や活力にあふれるまちづくりを実践し、職業、年代・性別を問わず町民の満足度を向上させるとともに、働く場

の確保、交流人口の拡大などにより、移住・定住を促進し、人口減少や人口構造の急激な変化を抑制することが必要である。

これまでの過疎地域対策は、観光・林業・農業など産業基盤の積極的な振興策を図るとともに、市街地基盤整備や下水道整備を始めとする生活環境施設等の整備に努め、一定の成果が上がっている。今後においても、基幹産業の振興をはじめ、生活環境の整備や地域の特色ある資源、優位性を活かした魅力ある産業づくりなど、ソフト・ハードの両面から、地域の自立に向けた振興策の展開が必要となっている。

ウ 社会経済的発展の方向

- ・ 本町の未来は、日本国内や国際社会の長期的な動きや方向性に、大きくかかわっている。

経済活動の自由化の流れの進展とあわせて、アジア諸国の経済力や生産技術の向上により、経済や市場がグローバル化し、低価格な輸入製品と国産品の競争が、激しくなっている中で、農畜産物においては、輸入の自由化が進んでおり、国内の農業は、一層厳しい状況にある。

農業・林業は、町の基盤を築く重要な役割を担っており、この産業基盤を強め、より豊かで、活力ある町となることが望まれている。

- ・ わが国における人口減少社会の中、本町においても、少子化による人口減少や超高齢化社会の進展が著しく、それが及ぼす地域社会への影響は計り知れない。更に、若年層の町外流出は、地域産業の後継者不足を生みだし、ひいては町の活力を低下させ、地域産業や地域社会の基盤を弱める要因となっている。

また、高齢者福祉への需要の拡大は、町財政の確保などの面においても大きな問題となっており、地域産業の強化とともに高齢者福祉への明確な対応が求められる。

- ・ 生活様式や価値観が多様化している中、新たな地域社会のあり方を構築することが求められている。

現在の社会は、町民のさまざまな活動を町が支援し、町民が地域の中で尊敬され、町民同士の交流により、それぞれの成長や地域の発展が期待されている。

また、行財政改革を進める中で、町民サービスを低下させないために、行政・住民活動（自治会活動）の役割「自助・共助・公助」の精神により、町民ができることは、町民自身で行うことが必要となり、町民参画によるまちづくりを進めていくことが求められる。

(2) 人口及び産業の推移と動向

① 人口の推移と今後の見通し

本町の人口は、国勢調査の結果をみると、昭和30年の8,763人をピークに昭和40年までは、緩やかな減少になっているが、それ以降、地域産業の衰退等の要因により、

急激な過疎化が進行している。

年齢構成についてみると、年少人口（0～14歳）は、出生率の低下により、年々減少し、平成22年は260人となっており、今後も減少傾向にある。また、生産年齢人口15歳～64歳では、団塊の世代が順次高齢人口に移行することから、平成22年に1,430人だったが、年々高齢化が進み、今後も減少することが見込まれる。そのため、早急な少子化対策、高齢者福祉対策や若年層の定住化対策が急務となっている。

② 産業の推移と今後の動向

本町の就業構造を比較すると、平成2年は第一次産業の就業者数が35.5%、第三次産業の就業者数が40.7%であるが、平成22年では第一次産業の就業者数が31.5%に減少し、逆に第三次産業の就業者数が55.0%と増加している。このことは、産業構造の変化と平行していることによると思われる、今後も同様な傾向が予想される。

人口構成の変化による生産年齢人口比率の低下により、全体としては就労率が減少傾向を示すと予測される。また、人口の高齢化とともに就労者の高齢化が進むことが予想されている。

産業別では、第一次産業は後継者や担い手不足による他産業への移行や高齢化により減少が見込まれる。また、第二次産業では公共事業等の減少も予想されるが、第三次産業は、年々就労者が増加傾向にあることや、産業構造等の変化もあり、今後も増加するものと考えられる。

今後、本町における、国内の食料自給率向上や森林・農村地域における環境保全に対する役割が更に重要になり、第一次産業における就業者を確保する取り組みが不可欠である。

表1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

(単位：人・歳)

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年		昭和60年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	
総数	8,512	8,023	-5.7	6,839	-14.8	5,474	-20.0	5,002	-8.6	4,466	-10.7	
0歳～14歳	3,103	2,586	-16.7	1,979	-23.5	1,457	-26.4	1,134	-22.2	835	-26.4	
15歳～64歳	4,997	4,991	-0.1	4,400	-11.8	3,573	-18.8	3,357	-6.0	3,081	-8.2	
うち 15歳～ 29歳 (a)	2,164	1,965	-9.2	1,410	-28.2	962	-31.8	812	-15.6	693	-14.7	
65歳以上 (b)	412	446	8.3	460	3.1	444	-3.5	511	15.1	550	7.6	
若年者比率 (a)/総数	25.4	24.5	-	20.6	-	17.6	-	16.2	-	15.5	-	
高齢者比率 (b)/総数	4.8	5.6	-	6.7	-	8.1	-	10.2	-	12.3	-	

区 分	平成 2 年		平成 7 年		平成12年		平成17年		平成22年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	3,902	-12.6	3,429	-12.1	3,228	-5.9	2,956	-8.4	2,650	-10.4
0歳～14歳	578	-30.8	415	-28.2	385	-7.2	320	-16.9	260	-18.8
15歳～64歳	2,649	-14.0	2,198	-17.0	1,909	-13.1	1,664	-12.8	1,430	-14.1
うち 15歳～ 29歳 (a)	498	-28.1	396	-28.1	356	-10.1	270	-24.2	225	-16.7
65歳以上 (b)	675	22.7	816	20.9	922	13.0	972	5.4	960	-1.2
若年者比率 (a)/総数	12.8	-	11.5	-	11.0	-	9.1	-	8.5	-
高齢者比率 (b)/総数	17.3	-	23.8	-	28.6	-	32.9	-	36.2	-

表 1-1 (2) 人口の推移 (住民基本台帳)

(単位：人・歳)

区 分	平成12年 3月31日		平成17年 3月31日			平成22年 3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	3,369	-	3,083	-	-8.5	2,745	-	-11.0
男	1,666	49.5	1,526	49.5	-8.4	1,377	50.2	-9.8
女	1,703	50.5	1,557	50.5	-8.6	1,368	49.8	-12.1

区 分	平成26年 3月31日			平成27年 3月31日			
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	
総数 (外国人住民除く)	2,574	-	-6.2	2,557	-	-0.7	
男 (外国人住民除く)	1,276	49.6	-7.3	1,279	50.0	0.0	
女 (外国人住民除く)	1,298	50.4	-5.1	1,278	50.0	-1.5	
参 考	男 (外国人住民)	2	11.8	-	5	29.4	250.0
	女 (外国人住民)	15	88.2	-	12	70.6	-20.0

表1-1(3) 人口の見通し(陸別町人口ビジョン)

(単位:人・年)

分類	2010年	2030年	2040年	2060年	2010年を100 とした場合の 2040年の指数
年少人口(14歳以下)	260	225	225	225	87
男	133	114	114	114	-
女	127	111	111	111	-
生産年齢人口(15~64歳)	1,430	1,004	865	744	60
男	750	559	474	374	-
女	680	445	391	370	-
老年人口(65歳以上)	960	989	899	581	94
男	446	494	465	347	-
女	514	495	434	234	-
合計	2,650	2,218	1,989	1,550	75
男	1,329	1,167	1,053	835	-
女	1,321	1,051	936	715	-

表1-1(4) 産業別人口の動向(国勢調査)

(単位:人・年)

区分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年		昭和60年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	3,883	3,730	-3.9	3,457	-7.3	2,621	-24.2	2,487	-5.1	2,239	-10.0
第一次産業 就業人口比率	59.6	50.6	-	43.9	-	42.5	-	38.5	-	42.0	-
第二次産業 就業人口比率	17.3	20.0	-	25.0	-	23.1	-	24.5	-	19.8	-
第三次産業 就業人口比率	23.1	29.4	-	31.1	-	34.4	-	37.0	-	38.2	-

区分	平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		平成22年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	2,079	-7.1	1,812	-12.8	1,620	-10.6	1,415	-12.7	1,266	-10.5
第一次産業 就業人口比率	35.5	-	32.4	-	29.4	-	30.3	-	31.5	-
第二次産業 就業人口比率	24.0	-	21.7	-	21.6	-	16.4	-	13.5	-
第三次産業 就業人口比率	40.7	-	45.9	-	49.0	-	53.2	-	55.0	-

(3) 行財政の状況

① 歳入歳出の状況

本町は財政運営に必要な財源の50%以上を地方交付税に依存している。

地域経済の低迷と人口流出により税収は減少しており、自主財源の増加が見込めない厳しい財政状況が依然として続いている。

平成25年度の歳入構造は、町税が全体の一割にも満たず(3.0億円)、依存財源(地方交付税他)の動向に大きく左右される構造になっている。

また、平成25年度の歳出のうち、義務的経費は、全体の約45%となっており、行財政改革の推進で人件費の抑制を行っているが、少子高齢化の影響で扶助費が増加しており、歳出に占める義務的経費の割合は高くなってきている。

② 地方債及び基金残高

地方債残高は、新規借入の抑制、高金利起債の繰上償還の実施により、減少傾向にあり、今後においても、財政負担を十分考慮した地方債管理を行っていく。

基金残高については、平成23年度に公共施設等維持管理基金、平成26年度に給食センター管理運営基金の創設があったがほぼ横ばいで推移している。

今後は、公共施設の老朽化に伴う修繕、更新事業費の増加が見込まれ、限りある基金の的確な運用とともに、財源不足を生じさせない努力が必要となっている。

③ 各財政指標の状況

〈財政力指数〉 0.13 (H25)

財政力指数とは、地方公共団体の財政力を示す指数で、標準的な行政活動に必要な財源をどれだけ自力で調達できるかを表しており、普通交付税の算定基礎となる基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の3ヵ年平均値のこと。この数値が大きいほど、財政力が強く、財源に余裕があることを示す。

本町は、この数値が非常に低く、財政力が極めて弱いことが表れている。

〈経常収支比率〉 72.0% (H25)

経常収支比率とは、町税や普通交付税のように用途が特定されておらず、経常的に収入される財源のうち、人件費、扶助費、公債費のように、経常的に支出される経費に充当されたものの占める割合のこと。経常的経費に経常的一般収入が、どの程度充当されているかにより、財政構造の弾力性を判断するための数値である。この数値が低いほど財政の弾力性が高く、この比率が80%以下であることが望ましいとされている。

〈実質公債費比率〉 7.6% (H25)

地方債制度が許可制度から協議制度に移行したことに伴い、新たに導入された財政指標であり、標準財政規模に対する借入金等の返済(公債費)、公営企業に要する経

費の財源とする地方債の償還に当てたと認められる繰入金など、実質的な公債費の比率のこと。

この指標が18%以上となる場合は、地方債を発行する際に、北海道の許可が必要な団体となり、25%以上となる場合は地方債の発行に一定の制限を受けることになる。

表 1-2 (1) 市町村財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成25年度
歳入総額 A	5,016,625	3,953,030	6,574,963	4,452,475
一般財源	3,856,539	2,866,650	3,725,549	3,121,416
国庫支出金	218,087	148,783	1,488,033	208,642
都道府県支出金	374,667	208,515	355,638	209,745
地方債	239,500	291,900	744,800	392,274
うち過疎債	31,600	34,700	495,800	187,700
その他	327,832	437,182	260,943	520,398
歳出総額 B	4,915,455	3,905,477	6,337,244	4,372,637
義務的経費	2,320,803	2,052,584	2,003,359	1,980,694
投資的経費	1,265,562	480,716	2,678,605	669,835
うち普通建設事業費	1,258,807	452,363	2,606,967	652,746
その他	1,329,090	1,372,177	1,655,280	1,722,108
過疎対策事業費	1,759,641	1,022,028	2,794,097	937,141
歳入歳出差引額 C (A-B)	101,170	47,553	237,719	79,838
翌年度へ繰り越すべき財源 D	1,244	0	37,707	9,322
実質収支 C-D	99,926	47,553	200,012	70,516
財政力指数	0.13	0.17	0.15	0.13
公債費負担比率	17.5	22.6	17.3	14.7
実質公債費比率	—	—	11.5	7.6
起債制限比率	7.2	4.8	—	—
経常収支比率	70.9	83.0	73.6	72.0
将来負担比率	—	—		
地方債現在高	5,889,217	5,659,781	4,480,741	4,479,253

表 1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和45年度末	昭和55年度末	平成 2 年度末	平成12年度末	平成22年度末	平成25年度末
市 町 村 道						
改良率 (%)	7.5	18.9	35.0	46.3	47.3	47.3
舗装率 (%)	0.7	7.1	15.1	35.5	38.6	38.5
耕地 1haあたり 農道延長 (m)	27.6	12.4	9.0	8.4	-	-
林野 1haあたり 林道延長 (m)	5.0	6.3	8.8	8.8	-	-
水道普及率 (%)	62.6	78.2	81.7	85.9	90.2	90.9
水洗化率 (%)	-	0.0	1.2	35.5	85.7	87.8
人口千人あたり病院 診療所の病床数 (床)	8.8	3.7	4.8	5.8	4.4	4.7
小 学 校 危険校舎面積比率 (%)	40.8	2.7	-	-	-	-
中 学 校 危険校舎面積比率 (%)	-	-	-	-	-	-

(4) 地域自立促進化の基本方針

陸別町は「日本一のしばれ」「恵まれた森林」「澄み切った星空」を資源として、付加価値の高い産業へと発展させるために、農業、林業、商業、観光などが連携して発展してきた。

国内の食料供給や、豊かな森林資源による環境保全や水源かん養など公益的な機能を発揮し陸別町の役割を果たすために、社会基盤整備を進め、加えて、これらを担う町民の生活安定のために、生活環境の向上、福祉や教育の充実など豊かで住みよい、活力ある地域社会づくりを目指して、各種対策を講じてきたところである。

当町の基幹産業である農業、林業においては、施設の近代化や営農用水の整備、町道、林道等の基盤整備を進めたほか、酪農ヘルパーの推進、民有林の造林促進、後継者、担い手の育成などソフト面における支援を行ってきた。

商業においては、人口減少が進む中で、町内の購買力が低下し、加えて、後継者不足により、商店の廃業が増加し、住民生活に欠くことのできない業種が不在になるなど、町民の生活への影響がでていの中で、商業活性化施設の整備により、中心市街地における商業施設や多世代交流の場を創出し、住民の暮らしを支える生活基盤として、自動車を持たない子どもや高齢者を含めた町民全員が、安心して買い物ができる環境の整備を進めた。

また、教育環境の整備として、小中学校校舎の耐震化整備、学校給食センター建設など、将来を担う子どもたちが安心して学校生活を送ることができる環境の整備に加え、高校生までの医療費の無料化、保育所、小中学校の給食費の無料化など、子育てに係る負担の軽減を図り、子どもを産み育てやすい環境づくりに取り組んできた。

この結果、生活の利便性は向上してきているものの、就業機会の減少による若年層の町外への流出や少子高齢化などの影響により、人口減少は今なお続いている。

また、平成18年のふるさと銀河線廃止の影響は大きく、特に通院などで公共交通機関を利用していた高齢者が、安心した生活を求め、町外へ転居するケースが増えている。

このような状況を踏まえ、地域の自立促進の基本方針においては、農業・林業を始めとする地域産業の持続的な発展基盤の確立、農商工連携のもと地域特産物の開発と高付加価値化など、町の特性を活かし、時代の要求に即した展開を図るとともに、観光等、魅力ある多様な就業の機会の創出の他、起業の促進や積極的な企業誘致などの産業振興を図る。

また、子どもを安心して産み育てられる環境づくり、高齢者や障がい者が安心して暮らせる環境づくり、生活環境や教育環境の整備、移住・定住の促進など、地域社会を担う個性豊かな人材の確保・育成など総合的な事業を展開し、潤いある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の実現を目指すことを基本に、本町の総合計画、平成27年10月に策定した陸別町総合戦略や道の基本方針との整合性を図りながら自立促進に向けたまちづくりに取り組んでいくこととする。

(5) 計画期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5か年とする。

2 産業の振興

(1) 現況と問題点

① 農業

本町は酪農を中心とした農業を展開しているが、農畜産物の輸入自由化への流れの中、国際的な経済社会との相互の結び付きを強めており、また、世界的な人口増加や中国をはじめとするアジア諸国の経済発展により食料需要が増大する中で、食料自給率の向上が求められており、より一層効率性・生産性が高く、安全・安心な食につながる農業の基盤整備が重要である。

一方、離農や経営の縮小などによる耕作放棄地の増加も考えられ、これらの農用地の効率的な活用に努めることが必要となる。

厳しい農業環境に加え、就農者の高齢化や後継者不在による離農により、農業を支える従事者が年々減少しており、町に住む人にとって、働きがいのある農業の実現を目指し、幅広い農業展開を図るとともに、他業種からの農業参入や認定農業者の認定に積極的に取り組む必要がある。

また、ゆとりのある農業経営への転換などを進めるとともに、法人化の推進、高齢者農業への対応など、多様な農業形態の普及に努め、高い収益性を確保するために、気候や技術などを活用した陸別独自の安全・安心の農畜産物づくりを進め、農畜産物やそれらを利用した加工品の陸別ブランド化を促進し、事業の拡大を図りながら、都市住民などとの交流を活かした流通・販売対策など、独自の販売ルートを確立していくことが重要である。

更に、法人化による経営規模拡大が進み、家畜ふん尿処理が問題化しているなかで、バイオマス資源としての利活用を検討していく必要がある。

② 林業

林業は、森林保全や森林育成を担う産業として、環境保全や防災、水源かん養など公益的な役割が期待されている。

カラマツ人工林の伐採適齢期を迎え、森林の伐採が盛んに行われているが、森林所有者の高齢化や、近年の気象・害虫獣被害増加などによるカラマツの苗木不足もあり、伐採後に再造林されない森林も多く、無立木地が増加している傾向にある。

また、林業に従事する労働者の高齢化により労働力不足が進んでいる中で、森林・林業は、この緑豊かな森林資源をあらゆる観点から保全し、育成する産業として経営基盤を強め、森林資源とともに、資源を継承する人材を育てることが必要である。

更に、経済のグローバル化が進む中で、国内だけでなく世界の経済状況に対応できる林業経営が求められている。

③ 商工業

国内経済の低迷による個人消費の低下や、公共事業の減少による厳しい経済状況に加え、人口減少や消費者ニーズの多様化、交通手段やインターネットの発達などにより、町内の購買力は低下傾向にある。

また、本町の商工業者は小規模事業所や個人経営が多く、高齢化や後継者不在による廃業が増加している。

商工業者の廃業は町内経済を疲弊させる要因となるため、陸別町商工会を中心として商工業の振興に努める必要がある。

本町は、寒冷な気候条件を最大限に利用した取り組みで、日産自動車(株)の試験場誘致の実績がある。今後も地域の特色を活かした企業誘致活動を進めて、地域経済の活性化を図る必要がある。

④ 観光又はレクリエーション

心や体の健康に対する意識が高まる中で、豊かな自然と満天の星空を活かした本町の観光は大きく注目されており、中でも銀河の森では、天文台を核とした森林レクリエーション、各種観望会が行われ、宿泊施設コテージ村と一体となった観光施設として、一年を通して観光客が訪れている。

そのほかにも、森林浴に最適なふれあいの森や、氷河期の生き残りとも言われるナキウサギが生息する北稜岳など、豊かな自然の恩恵にあずかっている。

平成18年4月に廃線となった「ふるさと銀河線」を利用した体験型鉄道公園「ふるさと銀河線りくべつ鉄道」では、旧ふるさと銀河線車輛の陸別駅構内外における運転体験、乗車体験やトロッキ運転が行われており、これらの特色ある観光資源が連携することにより、更に魅力を引き出し、多くの観光客を誘致することにつながっている。

今後は、北海道横断自動車道の更なる整備により、十勝・釧路・オホーツク圏の中間地点として交通量の増加が見込まれる中で、観光協会を中心として、町や商工会が情報を共有し、連携しながら、単なる通過点としてではなく、魅力ある観光地としての整備を進める必要がある。

また、本町では、「ふるさと銀河線りくべつ鉄道」や、「しばれフェスティバル」など地域の特性を活かしたイベントを中心に、年間17万人を超える観光客を集めている。近年、大型連休が増加する中で、イベントがこの地を訪れるきっかけとなり、何度も体験したくなるような時間消費型の観光ソフトをつくとともに、地域産業との連携を高め、地域が一体となった取り組みを進める必要がある。

(2) その対策

① 農業

地域条件を活かした農業の主体を酪農と位置付け、環境に配慮し安定した酪農経営を確立し、国内における食料自給率の向上のため、農用地の高度利用を推進するとともに、農業経営や技術向上等、営農指導体制の強化や多様な農業形態の推進を図る。

また、新たな農業担い手の確保を図るため、新規就農者への支援を行い、農業・農村地域の活性化を目指す。

I 計画的な草地、畑地の整備や農道、排水施設、農業施設などの農業基盤の整備を進める。

- II 循環型農業の確立のため、堆肥の有効活用や、農業廃プラスチック等産業廃棄物の適正な処理の普及などの対策を図る。
- III 農地情報データベース化により農用地の高度利用や低位生産草地の整備、改良等を進め、粗飼料の自給率を高めるとともに、関係指導機関との連携により新技術の導入や情報の活用を図り、乳質と生産を向上させ、国際化時代に対応し、安定したたくましい酪農を目指す。
- IV 効率的・安定的な経営を図るために、各種融資制度に対する利子補給の助成を行い、経営改善のための支援を行うほか、営農技術・経営の指導体制を強化するとともに、農業コントラクターや酪農ヘルパーの利用促進、哺育事業などを推進する。更に、TMRセンターや堆肥センターの設置により、更なる効率化を図る。
- V 遊休農地等の保全策として、新規就農者（新農業人）による活用を積極的に進める。
- VI 後継者・新規就農者の育成・支援を進めるとともに、効率的かつ安定的な農業の確立のため、農業の法人化や他業種・他分野からの農業分野への進出を促進する。
- VII 本町の気候や地形などの特性にあった、農業形態についての調査、研究を進める。
- VIII 活力にあふれた潤いある農村形成のために、陸別産の農畜産物・乳製品の加工等生産から加工まで、地域の特性を活かした地場産品づくりが必要となり、陸別のブランドづくりの研究開発活動を農畜産物加工研修センターを中心に行い、起業家の育成・支援を図る。
- IX グリーンツーリズム・エコツーリズムなど農村空間を活かした交流を推進するとともに、離農跡地にある廃屋の解消などにより、良好な農村景観の形成に努める。
- X 経営規模拡大による家畜ふん尿処理対策として、バイオマス資源としての利活用を推進する。

② 林業

「陸別町森林整備計画」に基づき、計画的な造林や管理に努め、緑豊かな森林の整備を進めるとともに、林業基盤の整備を進める。

また、森林における保健・文化・レクリエーション活動など、森林の幅広い活用を進める。

- I 緑豊かな森林資源をあらゆる観点から保全し、育成する産業として経営基盤整備を積極的に進める。
- II 山林所有者の経営意欲の高揚を図りながら、森林整備計画に基づき、効率的な造林・保育を積極的に進め、「民有林造林促進事業」の推進により活力ある林業振興を図る。
- III 森林の経済的機能を十分に発揮させ、資源の保安全管理を図るため、治山事業を行う。
- IV 林業・林産業の振興と資源の持続的確保、循環型林業の推進を図るため、森林の公有化を進める。また、森林認証取得や国有林と共生の森林育成を進める。
- V カラマツ材の高度利用、高付加価値化を図るため、高次加工品の研究開発を進めるとともに、木材加工場や二次加工場の誘致を進める。
- VI 林業担い手を確保していくため、林業長期就労促進担い手対策事業の制度を引き続き推進し、林業・林産業従事者の安定化を図る。
- VII 木材活用の開発・研究、時代のニーズに対応した新たな森林資源の活用を進める。

- VIII 有害鳥獣の駆除を継続して行う。
- IX 林地残材などの森林資源の新エネルギーとしての活用を進める。
- X 森林資源を活用した交流環境づくりを進める。

③ 商工業

本町に適した商業体系の確立や不在業種の解消など、本町における商工業の役割を十分に発揮できる環境づくりを進める。また、「日本一寒い町」という気象条件を生かし、寒冷地技術関連事業、試験研究機関、気象観測研究機関等の誘致を推進するとともに、農業・林業と一体となったブランドの開発に努める。

- I 商工会の活動を充実し、行政との連携のもとに経営相談・指導の強化、情報の提供、交流の充実等を推進し、経営者の経営意欲の高揚を図り、経営活力の強化に努める。
- II 高齢者が増加する中で、全ての人々が快適な生活を送れるような商業体系を整備する。また、商業活性化施設や中心市街地の空き店舗を有効利用したまちづくりを進めるとともに、起業に対する支援や不在業種の対策を進める。
- III 商工業の経営基盤の強化と近代化を図るため、雇用の拡大、創出をし、経営者・従業員の研修機会の拡大・充実を図るとともに、融資制度の積極的活用を図る。
- IV 本町の寒さや地震の少ない環境を活かした、企業誘致を進める。
- V 町内の関連する機関や連携した生産～製造～販売のシステムづくりを進める。またインターネットを利用した広域的な販売を促進する。
- VI 農林業の振興と連動し、陸別ブランドの確立と地域資源を活かした特色ある産業の開発・育成を進める。
- VII 地域産業を支える人材の育成のための取り組みに加えて、職業紹介所の開設、就労相談支援事業により雇用の場、人材の確保の取り組みを進めるとともに、労働環境の改善、労働者の生活の安定を図る。
- VIII 企業や大学等との連携を図り、それらが持つ人脈やノウハウを活かした産業の育成を図る。

④ 観光又はレクリエーション

道の駅・ふるさと銀河線りくべつ鉄道や、自然を通じた交流拠点として銀河の森、ふれあいの森や北稜岳などを活用して、町外から多くの人々が気軽に訪れることができるよう受入体制の整備や施設の充実を図る。

また、既存のイベントや体験企画に加え、森林や星など新たなイベントや、体験企画の充実を図るとともに、観光協会を中心に推進組織の強化や組織間のネットワークづくりを進める。

- I 観光事業の推進、観光資源の開発を担う観光協会組織の強化を図り、各イベントを担う人材の育成を推進する。また、町内外の各団体や広域の地域によるパートナーシップを確立し魅力ある観光づくりを進める。
- II 豊かな自然と調和した観光レクリエーション施設の開発は、今後のまちづくりの大きな課題であり、民間活力の導入を含めた観光の推進を積極的に進める。
- III 各種イベントの内容を充実させるため、運営体制の強化と会場の施設整備を図り、

体験できる・実践できる新たなイベントの開発を進める。

IV 体験観光の担い手となるインストラクターやガイドの育成を図り、自然・体験観光の推進を積極的に進める。

V しばれ・農村・森林・星空・オーロラ等の豊かな自然環境を活用し、自然と山村への理解を深める施設整備を図り、都市との交流の推進を図る。

VI 地域の特性を活かした新たな観光資源の開発、地場食材を活用した食の魅力づくり、地場の素材を活用した土産品や特産品の開発育成を進める。

VII 地域間交流、ふるさと会等との連携を図り、観光客の誘致、産品販売促進等の推進を図る。また、マスコミ、パンフレット、インターネット等情報網を活用したPR活動を展開する。

VIII 観光関連従事者の接客サービスの向上、観光客に対するホスピタリティの向上を図る。

IX 自然体験・滞在型交流人口対策の拠点としての銀河の森の整備を計画的に進めるとともにふれあいの森や北稜岳の有効活用を図る。

(3) 事業計画 (平成 28 年度～32 年度)

事業促進施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1、産業の振興	(1) 基盤整備 農業	畜産クラスター事業	団体	
		バイオマス事業	団体	
	林業	陸別地区草地畜産基盤整備事業 草地整備593.9ha 草地造成17.3ha	道	
		森林の公有林化事業	町	
		森林環境保全整備事業	町	
		森林認証取得事業	団体	
		森林保護事業 町有林野そ駆除	町	
		森林保護事業 民有林野そ駆除	町	
		町造林単独事業	町	
		有害鳥獣駆除事業	町	
		林業専用道勲柵別線開設事業 L=3700m	町	
		林業専用道上勲柵別本苦務線開設事業 L=3000m	町	
	(3) 経営近代化施設			
	農業	農業機械購入事業	町	
	(7) 商業			
	その他	中小企業融資事業(利子補給)	町	
中小企業融資事業(保証料補給)		町		

事業促進施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	(8) 観光又はレクリ エーション	ふれあいの森整備事業	町	
		酪農ヘルパー事業 【内容】酪農ヘルパー事業者への支援 【必要性】ゆとりある農業経営の実現を目指す。 【事業効果】ゆとりある農業の実現により、担い手の確保や経営基盤の安定につながる。	法人	
	(9) 過疎地域自立促 進特別事業	しばれフェスティバル開催事業 【内容】日本一の寒さを楽しむイベントの開催 【必要性】日本一の寒さを全国にPRし、企業の有誘致や観光客の誘致を図る。 【事業効果】研究機関等の誘致、企業の誘致につながり地域活性化が見込まれる。	団体	
		オフロードレース開催事業 【内容】オフロードレース（手作りバギー・ATV）大会の開催 【必要性】当町の観光振興を図る。 【事業効果】陸別町主催の大会の他、各種モータースポーツの開催により、町の観光振興が期待される。	団体	
	リ・クリエーションサマーinりくべつ開催事業 【内容】陸別町の自然を背景に、都市と陸別町の小学生の交流体験の実施 【必要性】陸別町の特徴を生かした交流事業を実施することにより、多くの体験と交流を深める。 【事業効果】夏の大自然の中での野外活動を通して、多くの体験と交流を深め、子ども達の豊かな心とたくましい体が育つことを期待する。	団体		
	未来につなぐ森づくり推進事業 【内容】森林所有者が行う造林事業を支援する。 【必要性】無立木地における公益的機能の高度発揮、木材資源の循環のための造林を促進し、豊かな「ふるさとの森」を造成する。 【事業効果】造林を促進することにより無立木地の解消及び、森林の担い手の育成、確保が図られる。	町		
	陸別町民有林造林促進事業 【内容】町内の森林資源の充実と林業生産性の向上を図るため造林事業を支援する。 【必要性】町内の森林資源の充実と林業生産性の向上を図り、林業振興につなげる。 【事業効果】町内の森林資源の充実及び森林の担い手育成、確保が図られる。	町		
	地元雇用促進事業 【内容】町内事業所が新たに正職員を雇用した場合に給料の一部を助成 【必要性】町内の雇用環境の向上が必要。 【事業効果】町内事業所の新規採用に対する意欲が向上し新たな雇用が生まれる。	町		

事業促進施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	(10) その他	農業経営基盤強化資金利子補給	町	
		畜産経営維持緊急支援資金利子補給	町	
		大家畜特別支援資金利子補給	町	
		農業近代化資金利子補給	町	
		農業経営基盤確立資金利子補給	町	
		新農業人育成事業	町	
		家畜伝染病対策支援事業	団体	
		優良家畜導入支援事業	町	
		中山間地域直接支払事業	町	
		森林整備担い手対策推進事業（負担金）	団体	
		森林整備担い手対策推進事業（補助金）	団体	
		町民植樹祭開催事業	町	
		退職金共済制度加入促進事業	団体	
		しばれ技術開発研究事業	団体	
		交流人口育成対策事業（陸別友好町民の会）	団体	
		プレミアム商品券発行推進事業	団体	
		商業活性化施設設置支援事業	団体	
		観光・物産館運営事業	町	
		観光振興事業（補助金）	団体	
オールジャパンパッチ選手権開催事業	団体			

3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

(1) 現況と問題点

① 道路・橋りょう

本町の道路網は、十勝圏とオホーツク圏を結ぶ国道242号と2本の主要道道〈北見白糠線・津別陸別線〉、3本の一般道道〈斗満陸別停車場線・苫務小利別停車場線・上斗満大誉地線〉が整備されており、広域道路網を補完している。更に、本町の産業や町民生活に密接に関わる道路として町道が整備されている。

高速道路、高規格幹線道路については北海道横断自動車道網走線の小利別～北見間が着工しており、また、小利別～陸別までの整備が決定し、交通網の広域的な利用が見込まれている。

ふるさと銀河線廃線後、道路が唯一の交通手段であり、道路網の充実が町民生活の利便性や地域産業の発展、新たな企業の誘致には欠かせない重要な要件であり、特に、十勝圏・オホーツク圏の中継点に位置する本町では、人や経済が交流する町として重要な役割を担っている。

町外を結ぶ交通網の充実を図るとともに、道路周辺景観の緑化や人に配慮した道路整備や案内施設・交通安全施設の整備を進め、車にとっても、歩く人にとっても快適な道路整備が求められる。

また、高齢化が進むなか、高齢者や足の不自由な人でも安心して外出できるような道路整備が求められる。

② 交通機関

ふるさと銀河線が廃止となったあと、代替バスとして帯広方面に十勝バス、北見方面に北見バスが公共交通機関として運行している。

自家用車の普及や人口の減少・少子化などで地方と都市を結ぶ公共交通の運営は非常に厳しい状況にある一方、高校生や高齢者などにとっては唯一の公共交通機関として、通学や、通院などの日常生活において、欠くことのできないものとなっており、今後においても安定した運行が継続されるよう対策を講じる必要がある。

また、町内における移動においては、スクールバスを利用した輸送を行っているが、引き続き運行を続けるとともに、利便性の向上に努める必要がある。

③ 情報通信

本町では、高速通信網（光ケーブル）整備による高速インターネットや地上デジタルテレビ難視聴地域の解消、地上デジタル放送中継局及び後発民放（テレビ北海道）の中継局整備が完了し、高度情報化に対応した基盤整備が進んでいる。

携帯電話については、市街地以外の地域で不感地帯が存在し、その解消については、農業・林業を基幹産業としている本町にとって大きな課題となっている。

情報通信技術は、日々進歩しているが、都市部に比べて地方における基盤整備が遅れている状況となっており、本町においても町民と行政をつなぐ新たな情報発信の手段として活用するために、更なる情報通信基盤の整備を進める必要がある。

④ 地域間交流

他の地域との交流は、町民が本町のすばらしさを再認識するとともに、多くの情報や知恵を習得でき、有意義な人生を過ごす上でも重要である。現在の活動を基盤とし、より一層地域外との交流を深めるとともに、地域内の交流も深め、人と人が触れ合う豊かな町を築くことが重要となる。

また、近年、北海道の大自然を背景とした、ゆとりある生活への関心の高まりから、都市住民の北海道移住希望者が増加しており、移住希望者の受け入れについての取り組みを強化する必要がある。

(2) その対策

① 道路・橋りょう

誰もが利用しやすい高速道路・高規格道路や国道・道道の整備を積極的に要望するとともに、これらの道路に接続する町道の整備を進め、機能的な交通体系の確立を図る。また、沿道の景観や交通弱者に配慮し、高齢者や障がい者、子どもが安心して歩ける環境づくりにも力を注いでいく必要がある。

I 幹線道路網の整備促進

- ・十勝圏・オホーツク圏・道央圏とのアクセス向上に向けた、北海道横断自動車道の早期建設を要請する。
- ・国道・道道における安全確保のため、急カーブや急勾配などの解消や冬季における除雪体制の維持を要請する。

II 町道等の整備

- ・町道の拡幅に伴う通学路の設置、歩道の整備
- ・町道の舗装、改良、橋りょう整備
- ・自然景観や景観形成基準に基づいた道路の整備
- ・高齢者や障がい者に配慮した、人にやさしい道路づくりの推進
- ・道路の除排雪や草刈りなどの業務について、町民や自治会等と協働した取り組みの実施

III 農道、林道の整備

- ・産業基盤としての農道、林道の整備

② 交通機関

公共交通機関の確保と利便性、快適性の向上に努める。また、町内移動に利用しているスクールバスに関しては、少子・高齢化など利用者環境の変化に対応した柔軟な運行を図る。

I ふるさと銀河線代替バスの利便性向上のため、バス事業者・沿線自治体との連携による、利用促進の取り組みを進める。

II 家族や職場単位でのふるさと銀河線代替バスの利用促進を促す。

III スクールバスは、児童生徒の通学や町民ニーズに応じた運行を進める。

- IV 現有車両を有効活用し、スクールバスの更新を定期的に行う。
- V 地域の交通に対する要望を聴取し改善に向けた検討の場として、「陸別町地域交通推進会議」を有効活用する。
- VI 交通弱者の町内の移動手段を確保するために、新たな輸送環境整備を進める。

③ 情報通信

高速通信網を活用した新たな情報通信手段の整備など、地域情報化を促進するとともに行政の情報化を推進し、活発な情報発信・交流ができるまちづくりを進める。

- I 町民・来町者へ必要な情報を迅速に伝える手段を検討し、情報発信の多重化と情報交流の推進を図る。
- II 携帯電話の不感地域の解消に向けた取り組みを進める。
- III 町ホームページの充実を図るとともに、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）などを活用して積極的な情報発信を行う。
- IV インターネットなど町民が情報通信技術を活用するための取り組みを進める。

④ 地域間交流

陸別町の豊かな自然や環境などの特徴を活かし、交流人口の拡大を目指す。また、移住を希望する方のための窓口を設置するなど、移住者へのサポートに努める。

さらに、国内の他の地域や国際的な交流の機会を拡大し、異なる文化や人とのふれあいとつながりを通じて魅力あるまちづくりを促進する。

- I 「しばれ」や天文台、関寛斎など、地域特性を活かした地域間交流を進めるとともに、町民レベルの都市間・地域間交流活動の支援を行う。
- II 「ふるさと陸別会」「陸別友好町民の会」など道内・道外の方との多様な地域間交流を促進する。
- III 新たな人材を獲得し地域の活性化を図るため、陸別町の魅力を町内外に広域的に情報発信し、都市部や他地域からの移住希望者の受入を積極的に進める。

(3) 事業計画（平成28年度～32年度）

事業促進施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	(1)市町村道 道路	町道川向伏古丹連絡線 L=260m	町	
		町道殖産4号線 L=801m	町	
		町道新町5号通 L=180m	町	
		町道新町7号通 L=90m	町	
		町道通学道路 L=200m	町	
	橋りょう	町道陸別薫別線新恩根内橋補修事業	町	
		町道トマム原野支線弥生橋補修事業	町	
		町道中陸別原野線上陸別補修事業	町	

事業促進施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	(2) 農道 (3) 林道 (6) 電気通信施設等情報化のための施設 通信用鉄塔施設 (11) 過疎地域自立促進特別事業 (12) その他	町道勲祢別川上線紅葉橋補修事業	町	
		町道中陸別原野線蹄橋補修事業	町	
		町道中陸別下陸別線共和橋補修事業	町	
		町道橋りょう点検事業	町	
		トナム地区農地整備事業 L=5000m	道	
		経営林道陸別薫別支線 L=800m	町	
		携帯電話通信用鉄塔施設整備事業	町	
		町道維持補修事業 【内容】日常生活に必要不可欠である町道の適切な維持補修を行う。 【必要性】町民の安全な移動のために、町道を計画的かつ適切に維持する必要がある。 【事業効果】計画的な維持補修工事を実施することにより、将来にわたり町民の安全な移動が保たれるとともに、今後の維持補修経費が軽減される。	町	
		雪寒機器整備事業	町	
		交通安全対策事業	団体	
		移住交流対策事業	町	
		地域交通利用促進事業	団体	
		高校生通学定期差額助成事業	町	

4 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

① 水道

生活様式の変化や生活水準の高度化に伴った安定的な水供給は、町民生活や産業振興の上で大変重要である。最上流部にある本町は水資源には恵まれているが、より質の高い水道水へのニーズに対応した水質の確保や、災害時を含めた安定的な供給体制の充実を図ることが必要である。

今後、基幹施設が順次更新期を迎え、施設機能維持に大幅な財政需要が見込まれることから、将来世代への過重な負担とならないよう、長期的視野に立った経営基盤の強化と効率的な経営を推進していくことが必要となっている。

現在の水道普及率は平成26年度末において91.4%となっている。

また、水道整備状況は、陸別地区簡易水道配水管整備事業及び陸別地区簡易水道機器更新事業として老朽管の整備と浄水場等の機器更新の整備を行っている。

上陸別地区においては、供用開始後30年が経ち、施設等の老朽化が進んでいることから、計画的な改修、更新等を行う必要がある。

② 消防

消防は、災害から町民の生命・財産を保護するという重要な役割を担っている。災害等に対する町民の防災意識の高揚を図り、災害発生の予防対策が求められている。また、ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯の増加に伴い、より一層の啓蒙活動が求められ、かつ迅速な通報及び救急、救助等について、福祉行政及び医療機関との綿密な連携が必要である。

現在、陸別消防署に15名の職員が配置されているが、平成28年度のとちち広域消防事務組合発足に伴い、職員1名を随時本部に派遣しなければならない状況である。また、救急救命士の処置拡大に伴い、新たな研修に人員を回さなければならない状況であり、消防体制及び施設整備の両面において必ずしも十分ではないため、一層の充実を図っていく必要がある。

一方、消防団にあっても、平成28年度から陸別町に移管されることとなり、現在53名の体制であるが、人材の育成確保等の課題があるなど、今後の消防体制において効率的な取り組みが求められる。

③ 防災

本町の災害の大半は、自然災害の中でも大雨による河川災害が多く、特に平成10年には大雨による河川の増水により、家屋の床下浸水等が発生し、災害対策本部として該当地区の町民に対し避難勧告を発し、災害復旧に取り組んだ。

また、本町の財産である自然環境を後世に残すためにも、治山・治水事業を積極的に進め、災害が発生しない環境づくりが求められている。

本町では「陸別町地域防災計画」を策定し、各種の災害防止と災害応急対策、災害復旧などの諸活動推進に努めているが、今後も自主的な防災の取り組みや組織づ

くりなどを進め、避難所の整備や災害時の対応などに対する町民への啓発、防災意識の向上などの取り組みの強化を図る必要がある。

また、平成4年に設置した防災行政無線（愛の鐘）は、設備の老朽化と平成33年のアナログ無線廃止に伴い、新たな設備への更新が必要となる。

④ 交通安全

交通安全対策は、安全で快適な交通社会を実現するための重要な施策である。

自動車の急激な普及は、道路事情の改善とも相まって日常生活や生産活動に便益をもたらした反面、交通事故の増加を引き起こしている。

このような交通事情に対応すべく、各種交通安全施設の整備や町民の交通安全思想の普及活動に努めてきた。

しかし、自動車交通への依存度の高まりと交通量の増大が一層見込まれることから、交通安全に対する町民の意識高揚が求められており、幼児期から高齢者に至る個人、家族、学校、職場での具体的な啓蒙活動と実践が必要である。

⑤ 下水道

下水道は衛生的で快適な生活環境を確保し、河川などの水質保全を図る上で重要な施設である。供用区域内における加入促進や、下水道処理区域外での合併浄化槽の普及推進などの対応が今後の課題となっている。

近年、私たちの身近な河川等において、家庭から排出される生活雑排水やその他汚水による公共水域の水質汚濁が進んでおり、自然環境の悪化が問題となっている。

快適な生活居住環境を創出するため、水洗化による下水汚泥の安定的、広域的処理処分が必要であり、水質保全に関して早急に対策を講じなければならない状況にあった。

このため、平成6年度から市街地を中心とした特定環境保全公共下水道の計画を策定し、本町の現状にあった下水道整備を進めてきた。この結果、平成10年3月31日に一部供用開始となり、終末処理場も同年度から稼働を始めた。現在まで地域における下水道普及のための説明会やパンフレットを作成し、各戸配布等を行ってきたが、平成26年度末現在の下水道普及率は75.9%、水洗化人口普及率は89.2%となっている。

⑥ ごみ処理

当町が参画する池北三町行政事務組合は、平成14年12月に構成三町の共同処理施設である銀河クリーンセンターの稼働を開始し、その後、平成16年2月に平成25年度を目標年次とする「ゴミ処理基本計画」を策定し、資源循環型社会の構築に向けて、資源化の推進や廃棄物の適正処理の確保に努めてきた。しかし、稼働から10年以上経過していることで施設設備の老朽化等による維持運営費用は上昇傾向にある。

現在使用している最終処分場が平成30年度まで使用可能であることが分かったことから、現計画の計画期間を5年延伸し、この間で平成31年度以降のごみ処理の適正処理体制の構築について本別町、足寄町とともに検討を行うことが必要である。

ごみの収集運搬は、当町が民間委託して実施しており、17種類の多岐にわたる収集

区分も町民に定着傾向にあり、廃棄物の適正処理及び資源リサイクルの推進が進んでいる一方、高齢者等の分別困難者への支援も検討課題となっている。

広域処理に伴い閉鎖した焼却炉については、粉塵の飛散防止のため投入口を封鎖しているが、廃棄物処分場廃止に向けた検討が必要となっている。

現在、処分場は収集した資源ごみの分別を行うストックヤードとなっており、年間220トンを超える資源物を資源回収業者へ引き渡している。大量のゴミを扱うため、屋外での機械作業となっており、今後も引き続き利用が見込まれる。

⑦ し尿処理

し尿は現在、十勝環境複合事務組合において広域処理を行っているが、老朽化した中島処理場に替えて十勝川流域下水道浄化センターで汚泥等の共同処理をするための施設整備を行い平成30年度からの稼働を目指す。また、運搬経費削減のため一次貯留場所として足寄町の旧浄化センターを利用しているが、施設解体が迫っていることから運搬体制等の検討が必要になっている。

一方、公共下水道に伴う水洗化の普及等により、年々処理量が減少傾向にあるが、未水洗化世帯や下水道区域外世帯のし尿処理及び浄化槽汚泥の処理を考慮すると、今後も、し尿等の収集運搬の果たす役割は大きい。

⑧ 生活環境

町民が快適な環境で健康に生活するためには、生活排水や生産排水、農業排水による河川の汚染を防止し、公害のない社会をつくる必要がある。

また、環境美化、環境保護、保全に対する意識啓発や、ゴミの不法投棄などの監視体制の強化を図り、空き家の適正管理などにより生活環境を守ることが必要である。

消費生活環境においては、食の安全、安心という消費生活の最も基本的な事項に対する消費者の信頼を揺るがす事件や、高齢者を狙った悪質商法等の発生により不安が広がっている。

⑨ 住宅・住環境

住宅は、町民の生活の基盤であり、家庭や人を育むかけがえのない生活空間であるとともに、社会生活やコミュニティ活動を支える拠点である。また、都市や街並みを構成する重要な要素であり、社会的性格を有するものである。

平成25年度末現在、町が管理している公共賃貸住宅は85棟258戸で、うち公営住宅が46棟168戸、改良住宅が20棟40戸、特定公共賃貸住宅が19棟50戸で、これらのうち、すでに耐用年数を経過しているのは44戸で、17.1%を占めており、計画的な建替や修繕について検討する必要がある。

更に定住を促進するための、快適な住環境の整備が求められている。

(2) その対策

① 水道

安定した水道水供給のために、計画的な施設・設備の改修・更新を進めるとともに、水源域の整備による良好な水源の確保に努める。

- I 老朽化した施設、設備の計画的な改修・更新を随時進める。
- II 災害非常時に対応する給水対策の強化を進める。
- III 受益者負担の適正化等水道事業の健全運営の推進を図る。

② 消防

生活様式の変化、高齢化の進展、建築構造の変化等、社会経済情勢の変化に即した消防防災体制・機能の充実強化や防火思想の徹底による予防対策の充実を図る。更に、救急救命士の知識・技術の向上により、救急蘇生指標を高め、救急・救助体制の整備充実を努める。

- I 消防団体制の強化と団員の技術向上及び人材確保に努め、消防署と消防団の連携強化を図り、消防総合力の充実・強化を推進する。
- II 複雑多様化する火災・災害等迅速かつ的確に対応できる消防・防災体制の確立を目指し、情報システムの整備、消防装備の充実、資機材の軽量化を推進する。
- III 消火栓の更新を含め水利の効果的な整備を進める。
- IV 少子高齢化、核家族化の進行により、ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯あるいは寝たきりの方や障がい者等の災害弱者の増加が見込まれることから、福祉防災体制の整備を図る。
- V 町民自らが行う、応急手当等の普及促進を図る。

③ 防災

豊かで優れた美しい自然環境の保全を図り、後世に残していくために治山治水事業を引き続き積極的に推進し、災害に強いまちづくりを進める。また、災害時に備えた防災訓練の充実や連絡体制の強化など、地域が一体となった防災体制を整える。

- I 計画的な造林事業により森林の公益的機能を高め、森林の保全、災害の未然防止及び水源かん養の確保を図るため、治山事業を計画的に進める。
- II 市街地や主要集落を流れる河川を重点に、危険個所の多い河川の護岸整備を要請し、治水事業を引き続き進める。また、日頃のパトロール体制を強化する。
- III 時代にあった防災活動や町民の財産や生命の保護を図るため、随時、地域防災計画・国民保護計画の見直しを実施する。
- IV 定期的な防災訓練の実施、情報提供により防災意識を高めるとともに、学校や生涯学習において防災教育の充実を図る。また、地域全体で防災体制や避難体制を強化する。
- V 災害時の避難場所となる公共施設の耐震化を進めるとともに、町民が所有する住宅や建物の耐震化や耐震化に向けた取り組みを進める。
- VI 老朽化した陸別町防災行政無線（愛の鐘）について、次期設備の在り方を検討する

とともに設備の更新を実施する。

④ 交通安全

町民の生命、財産の保護を基本理念に国、道、警察等関係機関との緊密な連携体制のもと、交通安全思想の普及啓発に努めるとともに、交通安全施設の整備を図り、安全で円滑かつ快適な交通社会の実現を目指す。

- I 安全な道路通行の確保に努めるとともに、ガードレール、カーブミラー、信号機等の交通安全施設の充実と効果的な交通規制の検討を進める。
- II 警察、行政機関、交通安全指導員等との連携を図り、家庭、学校、職場や自治会等多くの場を利用して、幼児から高齢者に至るまでの交通安全教育を積極的に進め、交通安全旗の設置、街頭啓発、交通安全資材の配布着用等、官民一体となった交通安全思想の普及に努める。
- III 市街地における安全な交通を確保するため、市街地における公共駐車場を適正に配置し、路上駐車解消を図る。

⑤ 下水道

自然環境を維持し、町民が快適で文化的な生活を営んでいくためには、本町の気象・地理条件に適応した下水道整備が必要である。

- I 老朽化した施設、設備の計画的な改修・更新計画を策定し、適正な改修・更新を進める。
- II 地形的条件等から下水道の整備が困難な地域については、個別合併処理浄化槽の普及・推進に努める。
- III 下水道施設の維持管理を円滑に進めるため、健全な運営体制の確立を図る。

⑥ ごみ処理

排出されるごみの変化に対応した分別収集体制の充実を図るとともに、ごみの減量化・再資源化の取り組みやリサイクル意識の高揚、環境美化意識の向上に努める。

- I リデュース（廃棄物の発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の3R推進運動の実践を通じた町民のごみに対する意識づくりを進め、不法投棄のない美しいまちづくりを進める。
- II ごみの適正分別と、ごみステーションの適正な管理、利用を推進する。
- III 一般廃棄物の処理の円滑な推進を図るべく町民へのPR・啓蒙活動を進める。
- IV 産業廃棄物の適正処理を図るため、指導を進める。
- V 廃棄物処分場の廃止及び中間処理施設（ストックヤード）設置の検討を行う。
- VI ごみの不法投棄防止のため、パトロール活動など町民と協働による取り組みを進める。
- VII 現在の最終処分場の使用期限の延命と施設維持を図りながら、今後の広域処理の方法について関係する自治体と連携して検討を行い、ごみ処理計画を策定する。

⑦ し尿処理

市街地における、下水道整備が終了しているものの、整備区域外のし尿、浄化槽の処理が必要であり、十勝環境複合事務組合で行っているし尿処理を引き続き実施する。また、下水道区域外での合併浄化槽の普及促進を進める。

⑧ 生活環境

生活環境に対する意識の高揚と指導を進め、公害の未然防止、健康で快適な生活を営めるよう環境の保持に努める。

- I 日常生活や生産活動において、環境保持に配慮した行動を心掛けるよう意識の高揚を図る。
- II 北海道等関係機関や各種団体との連携を進め、施設の改善等公害防止のための指導に努める。
- III 酪農等による生産排水処理施設の整備と生産の場の環境美化に努める。
- IV 不快害虫の駆除、除草、空き家や不用建物の解体など、生活環境を守るための必要な対策を町民と協働により実施する。
- V 消費生活相談窓口の機能強化により、消費生活相談体制の充実を図るとともに、消費活動等に対する学習機会の充実を図る。

⑨ 住宅・住環境

住宅施策については、「第5期陸別町総合計画」において、「快適な住宅環境の整備」として、「快適な住宅の推進」「公営住宅の計画的な整備」「公営住宅等の適切な管理」等の方向性が位置づけられている。平成26年3月に「陸別町公営住宅等長寿命化計画」を策定し住宅施策の目標を定めるとともに、「公営住宅等における建替事業の実施方針」や「長寿命化のための維持管理計画」に基づき整備を進める。

また、宅地造成や宅地、空き家に関する情報提供などを進めるほか、住宅取得に対する支援など、定住を促進するための快適な住環境づくりを進める。

(3) 事業計画 (平成28年度～32年度)

事業促進施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3、生活環境の 整備	(1)水道施設 簡易水道	簡易水道機器更新事業	町	
		簡易水道配水管整備事業 L=440m	町	
		簡易水道施設整備事業	町	
	その他	畑地帯総合整備事業(担い手支援型(単独営農 用水))上陸別地区 配水管路1式 機械電気計装1式	道	
		トラリ地区営農用水施設整備事業	町	
		上陸別地区営農用水施設整備事業	町	
		小利別地区専用水道施設整備事業	町	
		銀河の森専用水道施設整備事業	町	

事業促進施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	(2) 下水道処理施設			
	公共下水道	特定環境保全公共下水道事業	町	
	(3) 廃棄物処理施設			
	ごみ処理施設	ごみ収集及びストックヤード管理民間委託事業	町	
		池北三町一般廃棄物広域処理施設管理事業	組合	
	し尿処理施設	し尿処理施設維持管理体制整備事業	組合	
		し尿処理体制の整備	町	
		汚水処理施設共同整備事業	組合	
	(5) 消防施設	消火栓整備事業	組合	
		消防用ホース購入事業	組合	
		消防用自動車購入事業	組合	
		救急救命士教育事業	組合	
		新規採用者初任教育事業	組合	
		専科教育事業	組合	
		消防救急デジタル無線・高機能消防指令センター維持管理事業	組合	
	(6) 公営住宅	公営住宅ストック改善事業	町	
		新町団地 公営住宅等整備事業	町	
		新町団地 特定公共賃貸住宅整備事業	町	
	(7) 過疎地域自立促進特別事業	景観形成事業補助金 【内容】老朽化した空家等の解体に対する助成 【必要性】空家を取り壊し、市街地の土地の有効利用を図る。 【事業効果】空家を取り壊すことにより、市街地景観の向上や土地の有効利用による市街地の活性化が期待される。	町	
		民間活用住宅建設事業 【内容】民間アパートや職員住宅の建設に対する助成 【必要性】町内の住宅不足の解消を図る。 【事業効果】民間資本活用の借家建設により、地域活性化が期待される。	町	
	(8) その他	消費者対策事業	町	
		防災拠点施設整備事業	町	
		防災訓練実施事業	町	
		防災備品整備事業	町	
		防災行政無線整備事業	町	
		定住促進団地整備事業	町	
	太陽光発電施設設置支援事業	町		

5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

① 保健

生活習慣に起因する疾病予防のため、「自分の健康は自分で守る」ことの自覚を高め、自分自身で健康管理ができるように、健康に関する知識の普及、健康づくりを実施してきた。

本町では65歳以上の人口が全人口の37%（平成27年3月31日住民基本台帳）を超えていることから、今後は健康寿命の延長を図り、住み慣れた地域で生活し続けられるように、保健、医療、介護、福祉の連携の中で、ライフステージに応じた健康づくりを進めることが重要である。

② 長寿社会対策の推進

本町は過疎化とともに高齢化率が年々高まり、ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯が増加している。

高齢者の福祉施設としては、特別養護老人ホームしらかば苑や併設するデイサービスセンターが整っている。また、在宅福祉の施設としても、介護予防拠点施設「ふれあいの郷」、高齢者共同生活支援施設「福寿荘」、認知症対応型グループホーム「ゆうの里」「あいの里」「みどりハイツ」が整備され、高齢者が住み慣れた町で自分らしい生活ができるよう環境整備に取り組んでいる。

また、在宅福祉サービスについては、介護保険制度により、多様化するニーズに対応してきているが、更に社会福祉協議会などによる生活支援サービスの充実が求められている。

③ 高齢者の生きがいづくり

高齢者の活動は保健センター、介護予防拠点施設「ふれあいの郷」、あるいは老人健康増進センター、高齢者交流センター等を利用しながら、積極的に行われている。また、高齢者就労センターを通じた高齢者の知識や経験・技能を生かしながら働く環境づくりや、老人クラブによるスポーツ・地域奉仕活動等も活発に進められている。

これから迎える長寿社会において、高齢者が今までの人生で培ってきた経験を地域に活かし、積極的に役割を果たすことで、生きがいづくりと介護予防につながり、高齢者の社会参加促進を目指すことが重要である。

④ 支え合うまちづくり

高齢化社会の進展や核家族化等社会環境が変化する中、高齢者や障がい者、健常者の垣根を外し、地域社会の中でともに暮らし、支え合うまちづくりが求められている。

本町では公的空間のバリアフリー化を積極的に進め、誰にとっても歩きやすい環境づくりに努めてきた。また、自治会による在宅福祉ネットワークや団体・中学校でのボランティア活動も活発に進められている。今までの活動を生かしながら、町民同士が互いに支え合う町を目指し、幅広い町民の参加と協力体制を図ることが必要である。

⑤ 障がい者福祉の充実

本町には、みどりの園やとまむ園をはじめとする障がい者施設があり、文化活動やスポーツ・レクリエーション等を通じ、日常的に健常者と障がい者が交流する機会が多い。また、町内では障がい者が製造した加工品の販売も進められ、障がい者の社会参加も増えていく中で、障がい者が地域社会に溶け込み、ともに暮らせる環境づくりが必要となっている。

⑥ 子育て支援と母子福祉の充実

急速な少子化の流れや核家族化、女性の社会進出等によって、子どもが生まれ、育てられる環境は大きく変化しており、安心して子育てができるような地域社会を築いていくため、子育て中の親の負担を地域全体で共有し支援していくことが必要となっている。

また、社会構造の変化により発生する多様な家庭環境に対応するための相談・支援体制の充実を図る必要がある。

(2) その対策

① 保健

生涯を通じて健康で暮らせるために、町民一人ひとりが、健康に対する意識を持ち食生活や運動習慣などの健康的な生活習慣を身につけることが必要である。町民が主体となった健康増進の取り組みを進めるとともに、保健・医療・介護・福祉の連携強化を図りながら保健活動を進める。

I 高齢者ができる限り介護状態に陥ることなく、健康で生き生きとした生活を送ることができるように、健康に関する講座を開催するなど、健康の保持増進を支援する。

II 検診機関と連携のもと、定期的に自分の健康状態の確認、疾病の早期発見のため、受診の場を設け、必要時、適切な医療や健康問題を解決するための保健行動がとれるように支援する。

III 老人クラブ、地域集会所等において、保健師、栄養士、歯科衛生士等による歯の健康、生活習慣病予防のための栄養、身体活動に関する相談、療養上必要な相談等に応じることにより、健康問題の解決を支援する。

IV 生活の場である家庭を訪問し、健康、療養、介護等の問題について、家庭環境、住居環境など個別の環境に応じた支援をする。

V 検診後の指導等の強化を図るため、生活習慣等を把握し、改善のために保健師、栄養士が具体的な指導、支援をする。また、町民のニーズに基づく保健行動を実現するために、必要な指導、支援をする。

VI 健康運動実践指導者等による、体力に応じた運動の指導、また、筋力、体力向上の運動ができるための支援をする。

② 長寿社会対策の推進

保健・医療・介護・福祉の連携強化を図り、介護人材の確保に努め、多様化する在宅福祉ニーズに応じていくことが必要であり、高齢者が住み慣れた町で、自分らしい生活が続けられるよう対応を図る。

- I 高齢者一人ひとりのニーズに対して、手が届く生活支援サービスの充実を図る。
- II 訪問診療、訪問看護の充実や在宅リハビリ専門のスタッフの確保を進める。
- III 介護保険事業の円滑な推進を図る。
- IV 高齢者が安心して生活できるための住環境の整備、除排雪支援、生活支援などサポート体制の充実を図る。
- V 市民後見人制度の充実と人材の育成を進める。

③ 高齢者の生きがいづくり

高齢者の活動施設の整備や就労機会の拡大を図り、積極的に地域に足を運ぶ機会を整え、社会参加活動や幼児・児童との交流、経験や知識を伝える機会等世代間を超えた交流機会を設け、シルバーボランティアの育成等、高齢者同士が支える環境づくりを進める。

- I 高齢者就労センターへの登録と高齢者雇用の促進を図る。
- II スポーツ、レクリエーション、学習講座を通じた健康づくり、経験と知識を生かす郷土学習の企画、観光インストラクターや学習指導者としての登録を促進する。
- III まちづくり活動への参画を促す知恵・技術の習得講座や先進地視察を実施する。
- IV 老人クラブリーダー養成、シルバーボランティアの組織化と育成を図る。

④ 支え合うまちづくり

保健・医療・介護・福祉と教育との連携を図り、社会福祉協議会の機能の充実に努め、地域福祉を推進する体制や、公的空間におけるバリアフリー化や住宅環境の改善等、誰にとっても活動しやすい環境を整える。

- I 社会福祉協議会の機能充実と体制の強化を図る。
- II ボランティア組織の育成と地域福祉を支える人材育成を進める。
- III 各自治会福祉部の強化と社会福祉協議会との福祉ネットワークづくりを進める。
- IV 公営住宅や公共施設、公共交通機関等、公的空間のバリアフリー化の推進と高齢者や障がい者の在宅生活の改善を図る住宅改造、設備改善費助成制度の検討を進める。
- V ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯に対する声かけ、除雪や地域福祉の活動の展開を進める。

⑤ 障がい者福祉の充実

障がい者が地域において生活するための支援や、就労に対する教育を進めるとともに、保健・福祉と連携した在宅支援体制の充実を図る。

また、町民との交流機会を拡充するとともに、町民の障がい者への理解を高める。

- I 障がい者が、日常生活を営む上で必要な補装具等の給付を進める。

- II スポーツ・レクリエーション等を通じた地域との交流機会の拡充と障がい者の作品・製品の販売促進に努める。
- III 障がい者の就労機会の増大と地域における雇用の確保を進める。
- IV 関係機関と連携して、障がい者福祉施設・設備機能の整備を進める。
- V グループホームなどの生活基盤の整備を促進する。また、自立した生活のための支援を進める。

⑥ 子育て支援と母子福祉の充実

子どもが健やかに成長するためには、心と体の健康を保つことが必要である。母子の健康診査や相談体制の充実を図り、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進する。

- I 就労形態などの生活環境や子育て環境に適応した、保育所サービスを推進するため、地域や社会福祉協議会などと連携し、安心して子どもを預けることができる体制づくりを進める。
- II 乳幼児教室の開催、それから派生する教育懇談会や協議会の設置、児童育成組織づくりへの支援を進める。
- III 乳幼児を持つ母親の交流機会の場を提供する。
- IV 公共施設の有効活用と児童育成機能、学童保育所及び公民館図書室等の幼児向け図書の充実を図る。
- V 子育て支援センター相談窓口の充実を図り、育児に対する不安の解消や情報の共有を促進する。
- VI 子育てに対する経済的な負担を軽減するなど、特色のある子育て支援を進める。

(3) 事業計画（平成28年度～32年度）

事業促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域自立促進特別事業	交通費助成事業 【内容】高齢者に対するハイヤー初乗料金の助成 【必要性】高齢者の地域活動の支援を図る。 【事業効果】高齢者の地域活動を促すとともに、交通弱者の安全な移動の確保が期待される。	町	
		生きがいホーム通所事業 【内容】高齢者に対し養護及び趣味活動その他のサービスを提供する。 【必要性】高齢者の自立した生活の確保を図るために支援を行う。 【事業効果】高齢者の自立した生活の確保により、地域においての潤いある生活の実現が期待される。	町	
		子ども医療費給付事業 【内容】子ども（0～18歳）にかかる医療費の一部を助成 【必要性】疾病の早期発見と早期治療を促進し、子どもの保健向上を図る。 【事業効果】経済的負担の軽減により、子どもを産み育てやすい環境の構築が期待される。	町	

事業促進施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	(9) その他	給食費助成子育て支援事業 【内容】小中学校児童、保育所園児の給食費を全額助成 【必要性】子育てにかかる経費負担の軽減により、子育て環境の充実を図る。 【事業効果】経済的負担の軽減により、子どもを生き育てやすい環境の構築が期待される。	町	
		社会福祉活動支援事業	団体	
		徘徊高齢者見守りネットワーク事業	町	
		デイサービス運営費補助事業	法人	
		居宅介護支援事業所運営費補助事業	法人	
		児童施設通所事業	町	
		特定健康診査事業	町	
		妊婦健診事業	町	
		保育ママ事業	町	
		各種健診事業	町	
		妊婦健診交通費助成事業	町	
		乳幼児紙おむつ用埋め立てゴミ袋支給事業	町	
		乳幼児健診事業	町	
		緊急通報装置設置事業	町	
		老人クラブ活動支援事業	団体	
福祉バス購入事業	町			

6 医療の確保

(1) 現況と問題点

① 医療

内科・小児科・外科を診療科目とした町立の国保診療所と歯科診療所があり、国保診療所では、週に1度の夜間診療や在宅医療など地域に密着した診療体制を進めている。

高齢化の進展により、医療需要は多様化していることから、医師や医療技術者等の安定確保が必要であり、疾病の早期発見、早期治療に医療情報通信機器を活用し専門スタッフとの連携を強化し、健康で安心して暮らせる体制をつくる。

医療に対する関心が高まる中、保健や2次医療、3次医療との連携を強化し、健康で安心して暮らせる環境を築くことが重要である。

(2) その対策

① 医療

施設の整備により、保健・福祉と連携したサービスの提供、在宅医療の体制整備の充実を図り、休日・夜間の救急体制や救急搬送体制、広域医療圏による連携体制等、関係機関との体制強化を進める。

I 診療所設備の充実を図る。

II 保健・医療・福祉を統合した施設づくりによる一体的なサービスの提供と医師及び看護師、その他専門職の安定した人材の確保を図る。

III 在宅医療への取り組みや、1次医療機関としての役割の向上を図る。また、高齢者施設や特別養護老人ホームとの連携を進める。

VI 関係医療機関との連携強化による休日・夜間の救急体制の充実と、IT技術を活用した情報共有による患者情報の管理、広域医療圏における連携強化の充実を進める。

V 町内に診療科目のない専門科への受診のための支援を行う。

(3) 事業計画（平成28年度～32年度）

事業促進施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5、医療の確保	(1) 診療施設			
	診療所	医療機器等整備事業	町	
	(3) 過疎地域自立促進特別事業	患者移送サービス事業 【内容】町内に診療科目のない専門科への送迎 【必要性】町外への専門科への通院し町民の健康を守る。 【事業効果】安心した通院により健康増進が図られる。	団体	

7 教育の振興

(1) 現況と問題点

① 幼児教育

近年、社会情勢の急速な変化に伴い、人間形成の基礎を培う幼児期教育の重要性に対する認識が深まり、就学前の幼児教育の充実が強く望まれている。

現在、出生数は年間15人前後で推移しているが、本町では保育所において満3歳児から希望者全員の受入を行い、就学前教育の充実に努めている。

核家族世帯の増加や少子化が進む中、子ども同士、親同士の交流機会も減っており健全な子どもを育てられる地域づくりが求められている。

このようなことから、就学前教育においては、保育所や家庭・地域・小学校との連携を深めるとともに、豊かな自然環境との関わりの中で、幼児の生活体験や遊びの経験を通じて基本的な生活習慣やしつけを学びとり、今後一層幼児教育の充実を図っていくことが必要である。

② 学校教育

少子化の進展や学習指導要領の一部改正等、学校教育をとりまく情勢は今後も引き続き変化していくことが予想される。

このような状況の中で、学校教育目標を重視し、地域や学校の特性を活かしながら、一人ひとりの個性や能力を伸ばす創意ある教育の展開、学ぶ喜びや成就感を持つことのできる学習環境を整えることが重要である。

豊かな自然環境のもとで、人間として調和のとれた子どもの育成を目指して、地域に根ざした創意ある教育活動が展開されているが、児童生徒数は減少の傾向にあり、学校数は平成10年4月から陸別小学校・陸別中学校の1校ずつとなった。

学校施設の整備として、昭和46年に建設された陸別小学校は、耐震化を図るために、校舎部分の建替、屋内運動場の改修を平成22年度で完了しており、また、昭和54年に建設した陸別中学校も平成23年度に耐震改修を完了した。このことによって、児童生徒の安全な学校生活を守るとともに、地域の避難所としての役割を担うことが期待される。

これからも学ぶ場にふさわしい環境を整えるとともに、多様化する教育環境に対応した施設整備が必要である。

③ 生涯学習

価値観の多様化などに伴い、人々はそれぞれのライフスタイルを選択し、生涯を通じて、文化・スポーツ等に親しんでいる。

また、国際化・情報化に対応するため、外国語や情報技術について絶えず新たな知識や技能を習得するなど、自己を豊かにすることを求めている。

本町では、公民館や様々な公共施設を活用し、各種講座や教室など社会教育事業を実施している。

しかし、多様化・高度化する学習ニーズや参加対象者の減少による世代別事業実施

が困難な状況にあり、環境変化に対応した社会教育事業の展開を進める必要がある。

このため、学校教育をはじめ、社会教育、民間の教育関連企業など様々な教育機関との連携を図り、誰もがいつでもどこでも学ぶことができ、その成果が適切に評価され、社会に生かせる生涯学習社会の構築を目指すことが大切である。

④ 生涯スポーツ

長寿社会に向け、健康や余暇などへの関心が高まっている。

明るく豊かな生活を築くためには、スポーツに対する関心をより深め、健康スポーツの普及に努めることが重要である。

スポーツ活動への参加意欲が高まるにつれ、活動施設や内容へのニーズも高度化・多様化している。

これらに対応し、いつでも・どこでも・だれでもが、スポーツを楽しむ機会や環境の整備を図ることが必要である。

(2) その対策

① 幼児教育

近年の社会的重要性に対応して、自然とのふれあいの中で、生き生きとした特色のある幼児教育の推進を図り、教育の機会拡充と教育内容・方法の改善充実を目指し、保育行政と兼ね合わせた教育環境の整備を図る。

I 家庭や地域の人々との触れ合いの場や機会の整備に努める。

II 公民館等を利用した幼児教育の推進と公民館図書室の幼児向け図書の充実を図る。

② 学校教育

児童・生徒が自ら学ぶ意欲を高めるとともに、個性や能力に応じた教育を進め、体験学習や社会活動への参加など、地域特性を活かした教育を進める。

I 快適な学校教育を推進するため、学校施設の整備、教職員住宅等の環境整備を進める。

II 少人数を活かし、児童・生徒の個性や能力に応じた教育を推進する。

III 情報化に対応した学校教育内容の充実を図る。

IV 関寛斎の開拓から始まった陸別の伝統文化や銀河の森天文台、農林業などの産業を活かした活動や体験学習の充実を図る。また、放課後を活用した学習機会の拡大を図る。

V 給食事業を中心とした食育を推進する。

VI 英語指導助手の招へいや生徒の海外研修派遣事業など、国際化教育を推進する。

VII 高齢者や障がい者、更には世代間を超えた交流学习機会の拡充を図る。

VIII 環境美化運動、リサイクル運動、ボランティア活動など地域活動への参加促進を図る。

IX 教職員の教育研究事業や教育研修事業などの奨励支援に努める。

X 通学の充実を図るため、スクールバスを更新する。

X I 学校内における危機管理体制や防犯システムなどの環境整備を進める。また、生徒・児童の登下校時の安全確保や自己防衛意識の高揚を図るための安全教育を実施する。

X II 学習意欲のある学生に対し、奨学資金貸付等により経済的負担の軽減を図る。

③ 生涯学習

学習ニーズの把握を図るとともに、自然や星など地域特性を活かした講座やまちづくりを考えるきっかけづくりなど、魅力ある学習機会の充実を図る。

また、学習組織や活動のリーダーを育成し、町民の自主的活動を支援する。

- I 社会教育関連施設の利便性と機能の充実に努める。
- II 公民館などでの生涯学習・社会教育の場としてのネットワークづくりに努める。
- III 住民意識調査の実施により学習ニーズの把握に努めるとともに、ホームページや広報紙を通じて、生涯学習に関する情報の提供を行い、学習機会の拡大を図る。
- IV 学習ニーズに対応した魅力ある各種教室・講座などの推進を図る。
- V 世代間を超えた講座・教室の充実に努める。
- VI 自然や星など地域特性をテーマにした講座を開設する。
- VII 学習組織の育成強化に努める。
- VIII ボランティアリーダー等各種リーダー養成研修事業への派遣支援に努める。

④ 生涯スポーツ

利用者ニーズに対応した施設整備や既存施設の有効活用を図り、スポーツを楽しめる環境を整えていく。

また、専門指導者の設置や指導者の育成を進めるとともに、スポーツ活動内容の充実や保健事業との連携を強め、スポーツ活動への積極的な参加と健康スポーツの普及に努める。

- I 利用者ニーズに対応したスポーツ施設の整備や既存のスポーツ施設及び学校体育館の有効活用と利便性の向上に努める。
- II 世代間交流など四季を通じて参加できるスポーツ活動の推進に努める。
- III スポーツ教室やスポーツ大会の開催に努め、軽スポーツやニュースポーツの開発振興を図る。
- IV 自治会・職場でのスポーツ活動の推進に努め、保健事業との連携強化を図る。
- V 専門的知識を持ったスポーツ専門職員の配置など指導体制の確立に努める。
- VI 競技団体指導者の発掘・養成に努め、指導者研修の促進を図る。
- VII 団体組織及びリーダーの育成に努め、体育連盟・少年団の育成を図る。

(3) 事業計画 (平成 28 年度～32 年度)

事業促進施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6、教育の振興	(1) 学校教育関連施設			
	教職員住宅	教員住宅整備事業 10戸	町	
	スクールバス・ポート	スクールバス更新事業 1台	町	
	(3) 集会施設、体育施設等			
	公民館	公民館改修事業	町	
		公民館備品・図書整備事業	町	
	その他	タウンホール設備改修	町	
	(4) 過疎地域自立促進特別事業	副読本作成事業 【内容】陸別町の地域資源を活用した副読本の作成 【必要性】地域に密着した教育内容を実現ために教材を整備する。 【事業効果】小学生が、地域の事を学ぶことにより、将来にわたるまちづくりへの参加が期待できる。	町	
	(5) その他	ジュニアリーダー養成講習会参加事業	町	
		学校教育推進協議会事業	団体	
		スポーツ教室開催事業	町	
		スポーツ少年団活動推進事業	団体	
		スポーツ大会開催事業	町	
		学校経営研究会事業	団体	
		スポーツ大会等参加事業	町	
		学習支援事業	町	
		学校支援地域本部事業	町	
		社会教育主事講習派遣事業	町	
		社会教育推進事業	町	
		社会体育活動推進事業	団体	
	町民スポーツレク大会運営事業	団体		
	総合的な学習推進事業	団体		
	英語指導助手招へい事業	町		

8 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

① 地域文化

質の高い芸術文化の提供を目的とした「ふるさと劇場」の事業など、町民による活発な文化活動が進められている。

一方、高齢化や活動内容の固定化など活動団体を取り巻く問題が依然続いている。

町民の関心を高めながら、地域の歴史に根付いた文化を継承し、新たな芸術文化が芽生える環境づくりを図っていくことが必要である。

国指定史跡ユクエピラチャシ跡や関寛斎の資料をはじめ、この地で芽生えた文化や歴史が数多く息づいており、この先人が残したすばらしい財産を次世代に継承するためには、町民が地域の歴史や文化に接し、これらが身近に感じられる環境を整えていく必要がある。

(2) その対策

① 地域文化

文化芸術の発表や鑑賞の場であるタウンホールや公民館をより活動しやすい環境として整え、新たな団体、人材の育成や各活動への支援を進め、芸術文化への町民の関心を高めていく必要がある。

また、既存の活動団体への支援や、日頃の活動成果を発表できる場づくりに努め、活発な活動を促進する。

文化財保護の推進については、埋蔵文化財調査を進めながら、ユクエピラチャシ跡の歴史に接する環境づくりや関寛斎資料館の充実を図り、町に残された文化財などの保存や活用を進める。また、広報や教育分野などを通じ、町の歴史や文化を町民に伝えていく。

- I タウンホールの設備の拡充と有効利用を図る。
- II 図書室の設備充実及び蔵書の拡充と情報提供の充実を図る。
- III 創作文化活動の育成支援と文化意識の高揚を図る。
- IV 各文化的催し物の開催援助及び招致を図る。
- V 文化活動の発表の場の確保と文化祭の充実を図る。
- VI 史跡ユクエピラチャシ跡の活用を進めるとともに、十勝・道東地域の史跡活用、アイヌ文化の理解、世界遺産登録に向けた活動等に積極的に協力する。また、「住民参加型の史跡整備」などにより、親しみやすい文化財を目指す。
- VII 関寛斎資料館の充実を図り、継続的な郷土資料収集の実施に努める。
- VIII 文化財保護団体の育成に努め、郷土資料の発刊や広報などによる周知を推進する。
- IX 学校教育や社会教育における郷土資料や人材の活用を図る。

(3) 事業計画 (平成 28 年度～32 年度)

事業促進施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7、地域文化の 振興等	(2) 過疎地域自 立促進特別事業	文化芸術鑑賞事業 【内容】文化芸術鑑賞会開催に対する助成 【必要性】町民の文化・芸術鑑賞の機会をつくり、町 民の文化活動を促進を図る。 【事業効果】町民の文化活動の活性化により、町民の 文化レベルの向上が期待される。	団体	
		(3) その他	関寛齋資料館管理事業	町
	史跡周知・活用・維持管理事業	町		
	あかえぞ発刊支援事業	団体		
	文化祭開催事業	団体		
	文化団体活動推進事業 (郷土研究会)	団体		
	文化団体活動推進事業 (文化協会)	団体		

9 集落の整備

(1) 現況と問題点

町民の自主的な活動は、郷土への意識と暮らしに身近なコミュニティへの関心の高まりによって育まれる。

本町では自治会を中心にコミュニティ活動を展開してきたが、若者の流出や高齢化により、自治会活動が停滞する傾向にある。時代の変化に対応したコミュニティ活動やふるさとを知る多くの機会を設けるなど、ふるさとへの愛着や一人ひとりの手で町をつくるという意識づくりが必要である。

(2) その対策

人口減少地域の自治会再編を促し、自治会の自主的活動や独自の考えによる地域活動への支援を図り、活発な自治会活動を促進する。

地域づくりへの関心を高める環境をつくり、郷土愛を高めていくことが必要である。

また、男女が出会い、安心して結婚し、子どもを産み育てられる環境づくりに取り組む必要がある。

(3) 事業計画（平成 28 年度～32 年度）

事業促進施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8、集落の整備	(2) 過疎地域自立促進特別事業	自治会活動促進交付金事業 【内容】自主的な自治会活動への財政的支援 【必要性】自治会のまちづくりへの参加のため、自主・自立した活動を促進する。 【事業効果】まちづくりに対する一つの単位である自治会活動を促進することにより、町民協働のまちづくりが期待される。	団体	

10 その他地域の自立促進に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

① 国際交流

国際化の進展に伴い、外国人と接する機会や海外で働く機会が増え、様々な分野で国際感覚が求められている。

現在、カナダ・ラコーム市と友好姉妹提携を結び、中学生など町民の海外研修を行い、人的交流を進めている。また、社会教育における英語教室・国際化講座など、教育環境の中でも積極的に展開してきた。国際化が進むこれからの時代、多くの町民が国際感覚に接し、幅広い視野を習得する機会を提供していくことは重要である。

今後、アジア諸国からの農業研修生や農業における外国人労働者の受入が予想され、受け入れ体制づくりが重要な課題となる。

② 地域イメージの形成

地域イメージの形成は町の個性を高め、この地に住む魅力を共通理解するために大切な方法である。このイメージは町外からの知名度を高め、町民が町の魅力を再確認し、住むことを誇りに思うきっかけをつくる。

「日本一寒い町」「星空の町」を前面に出したまちづくりを進め、町外からも認識されるイメージがある。地域の産業や町民の誇りにつながる事業として取り組んでいくことが重要である。

③ 行財政運営の効果的推進

地方財政を支えてきた地方交付税の大幅な減少や地方分権の進展、三位一体の改革など国の大きな制度改革が進行する中、行財政運営の効果的推進が急務となっており、「これまでの行政のあり方や事務事業のやり方」を根本から見直すことが課題となり、公と民との役割分担を明確にし、効率的で、透明性の高い行財政運営が求められている。

(2) その対策

① 国際交流

社会教育での講座を実施するとともに、外国語併記の案内板の設置、外国人を受け入れる環境を整える。また、研修受入体制や町並みづくりなどにより、一層ラコーム市との関わりを深め、海外研修の拡充を図る。

I 案内板等に外国語併記を進めるとともに、町民が主体となった、外国人との交流機会の創造を目指す。

II ラコーム市との友好関係の推進と海外研修の充実を図り、交流受入団体の活動の支援を進める。

② 地域イメージの形成

「日本一寒い町」「星空の町」をキャッチフレーズとしたまちづくりを継続的に進めながら、町民・行政が一体となって誰でもが認識する陸別らしいイメージとして定着させていく。

また、平成30年には開町100年を迎えることから、先人の方々が築いてきた歴史を振り返り、次の時代を見つめ、陸別町の明るい未来につながる事業を実施する。

- I 「日本一寒い町」「星空の町」の浸透とそれに基づく具体的なまちづくりを進める。
- II 開町100年記念事業を実施する。

③ 行財政運営の効果的推進

計画的な行政運営を図るとともに、時代に対応した行政機構の整備や事務事業の改善を進め、質の高い行政サービスを提供する。

財政については、健全な財政運営を堅持しつつ、事業効果を重視した予算編成体制や町有財産の有効活用、財源の確保などに努める。

- I 歳入・歳出水準を見極め財政収支の改善を図るため、全事務事業の見直しを図る。
- II 各分野における取り組みを計画的・横断的に進める、業務・事業に対する点検・評価のシステムを確立する。
- III 効果的かつ弾力的な組織体制の整備、職員定数や給与制度の見直しを行い、人件費の総体的削減に努める。
- IV 未利用町有財産や貸付財産の処分及び用途変更・廃止など有効活用するため、公有財産の見直し計画を検討する。また、公共施設総合管理計画を策定し、今後の公共施設の適正配置、更新時期、更新費用等を明らかにする。
- V 分権時代の自治体経営のあり方を模索するため、民間的経営手法を学ぶ職員研修の実施等を検討する。
- VI 町民協働のまちづくりを進めるため、情報の共有化や各種町民会議の開催を促進する。
- VII 使用料・手数料等の公共料金について適正な受益者負担の検証を進める。
- VIII 広域市町村圏の構成自治体との連携強化と具体的課題による広域施策の推進を図る。
- IX 新地方公会計による町の会計情報の公開により、町の財政状況について客観的視点からのチェック体制の確立を図る。

(3) 事業計画 (平成 28 年度～32 年度)

事業促進施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
9、その他地域の 自立促進に関し 必要な事項		<p>まちづくり補助金</p> <p>【内容】町民のまちづくりに対する活動を支援</p> <p>【必要性】町民のまちづくりへの参加のため、財政的支援や情報提供を行い、自主活動を促進する。</p> <p>【事業効果】まちづくりへ活動の支援により、町民協働によるまちづくりが期待される。</p>	町	
		冒険体感inとうきょう開催事業	団体	
		中学生等海外研修派遣事業	町	

事業計画（平成28年度～平成32年度） 過疎地域自立促進特別事業分

事業促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1、産業の振興	(9) 過疎地域自立促進特別事業	酪農ヘルパー事業	法人	
		しばれフェスティバル開催事業	団体	
		オフロードレース開催事業	団体	
		リ・クリエーションサマーinりくべつ開催事業	団体	
		未来につなぐ森づくり推進事業	町	
		陸別町民有林造林促進事業	町	
		地元雇用促進事業	町	
2、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	(10) 過疎地域自立促進特別事業	町道維持補修事業	町	
3、生活環境の整備	(7) 過疎地域自立促進特別事業	景観形成事業補助金	町	
		民間活用住宅建設事業	町	
4、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域自立促進特別事業	交通費助成事業	町	
		生きがいホーム通所事業	町	
		子ども医療費給付事業	町	
		給食費助成子育て支援事業	町	
5、医療の確保	(3) 過疎地域自立促進特別事業	患者移送サービス事業	団体	
6、教育の振興	(4) 過疎地域自立促進特別事業	副読本作成事業	町	
7、地域文化の振興等	(2) 過疎地域自立促進特別事業	文化芸術鑑賞事業	団体	
8、集落の整備	(2) 過疎地域自立促進特別事業	自治会活動促進交付金事業	団体	
9、その他地域の自立促進に関し必要な事項		まちづくり補助金	町	